

鳥取市医療看護専門学校 履修規程（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規定は、学校法人大阪滋慶学園 鳥取市医療看護専門学校学則（以下、「学則」という。）第23条、第24条及び第25条に基づき、授業科目の履修、成績評価の方法等について定めるものとする。

（履修方法）

第2条 授業科目並びに授業時間数は、学則別表1-1、1-2、1-3、1-4のとおりとし、学生は全ての科目を履修し、単位を修得しなければならない。

（卒業に必要な単位数）

第3条 看護学科では、卒業要件に必要な106単位を取得したのに対し、卒業判定会議の議を経て卒業を認定する。

- 2 理学療法学科では、卒業要件に必要な143単位を取得したのに対し、卒業判定会議の議を経て卒業を認定する。
- 3 作業療法学科では、卒業要件に必要な144単位を取得したのに対し、卒業判定会議の議を経て卒業を認定する。
- 4 医療福祉総合学科では、卒業要件に必要な95単位を取得したのに対し、卒業判定会議の議を経て卒業を認定する。

第2章 履修申請

（履修許可）

第4条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を履修申請書により学校長に申請し、許可を得なければならない。

（履修申請）

第5条 履修申請書は、毎年学校長が定める期間に提出しなければならない。

- 2 正当な理由がなく、所定の期間内に履修申請書を提出しない者は、履修を許可しない。

- 3 既に合格または単位認定を受けた授業科目を再度履修することはできない。

（実習科目履修の倫理的配慮）

第6条 各臨地実習を履修する際の倫理的配慮に関しては、「臨地における倫理的配慮に関する規定」に定める。

第3章 成績評価及び単位認定

（成績評価等）

第8条 成績の評価は、学則第23条に定めるところにより、試験のほか、学業の状況を勘案して行う。

- 2 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表し、その評価基準は次のとおりとする。ただし、再試験で合格の場合はすべて可の表記とする。

優：80点以上

良：80点未満70点以上

可：70点未満60点以上

不可：60点未満

- 3 入学前の単位を認定された場合は、評価欄に「認」と表記する。
- 4 複数の教員または講師が担当する科目については、一の試験で成績を評価する。その配点比率は担当する授業時間の割合による。
- 5 海外の大学等に留学する場合など、必要に応じてGPA制度による評価を行う。
GPAは1単位あたりの平均値を意味し、その算出方法は以下のとおりである。
 - (1) 第8条2の評語を持って表した評価を5段階評価（A、B、C、D、F）に置き換え、その評価を4から0までの点数（GP：Grade Point）に置き換える。
 - (2) 置き換えた点数（GP）に履修した科目の各単位数を掛け合わせ、その掛けた数の総和（GPT：Grade Point Total）を履修科

目の各単位数の合計で割る。

【4段階評価】

評点	評語
80点以上	優
70点～79点	良
60点～69点	可
59点以下	不可

↓（置き換え）

【5段階評価】

評点	評語	Grade Point
90点以上	A	4
80点～89点	B	3
70点～79点	C	2
60点～69点	D	1
59点以下	F	0

＜計算例＞

各授業科目で得たGPと当該授業科目の単位数を乗じた合計が40であり、各授業科目の総単位数が20の場合、GPAは2.00となる。

（単位認定）

第9条 科目に対する単位を修得するためには、次に掲げるすべての条件を満たしていなければならない。

- （1）履修登録が正規に行なわれていること。
- （2）試験結果が可以上であること。ただし、授業時間数の3分の1以上の欠課がある場合は、それを補う補講を受けない限り試験を受けることはできない。

（入学前の既習単位の認定）

第10条 学則の第18条により、学生本人からの申請に基づき、履修認定会議にて入学前の修得単位の認定の可否を審議する。

- 2 履修認定会議に関する事項は「会議規定」に定める。
- 3 単位が認定されたものについては、学校長が「単位認定書」を交付する。

- 4 「単位認定所に記載した科目は、成績証明書ならびに学籍簿では「認」と表示される。

第4章 試験

（試験）

第11条 試験は履修許可を得た科目についてのみ受けることができる。

2 試験は各科目終了時に実施する。

3 試験の方法は、筆記、口頭および実技とする。
（追試験）

第12条 追試験は定期試験の受験資格を有する者が、疾病その他の正当な理由により当該試験を受験できないときに、あらかじめ欠席届及び事由証明書（診断書、第三者証明書）等を提出し、学校長から正当な理由として認められた者に対し行う。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、翌登校日に追再試験受験願（様式12）を提出しなければならない。

3 追試験の成績は素点の80%を評価点とする。

（再試験）

第13条 定期試験において、試験成績が不合格（60点未満）の科目については、再試験を受けることができる。

2 前項の規定により再試験を受けようとする者は、本人に成績を通告した日から原則として2日以内に追再試験受験願（様式12）を提出しなければならない。

3 再試験は一回限りとする。再試験において60点未満の者は、その科目の単位は認定されない。

4 再試験の成績は、素点が60点を超えても評価点は60点とする。

（追臨地実習）

第14条 病気その他の正当な理由により、臨地実習を3分の1以上欠席したときは、その届出がある場合に限り追臨地実習を行うことができる。

2 追臨地実習を希望する者は、欠席後最初に登校した日から原則として2日以内に追実習

願（様式１２）を提出しなければならない。

- 3 追臨地実習は原則として長期休暇中（春・夏のみ）に行い、各休暇１科目とする。

（再臨地実習）

第１５条 実習評価が６０点に達しない場合は、履修認定委員会議の議を経て、その必要性が認められた場合に限り、一回に限り再臨地実習を行うことができる。

- 2 前項の規定により再臨地実習を受けようとするものは、本人に成績を通告した日から原則として２日以内に再臨地実習願（様式１２）を提出しなければならない。
- 3 再臨地実習の成績は、合格点に達した場合は、素点によらずすべて６０点とする。
- 4 再臨地実習は原則として長期休暇中（春・夏のみ）に行い、各休暇１科目とする。

（試験時の不正行為）

第１６条 受験中不正行為をしたものは、当該学期の履修全科目を無効とし、さらに学則により、停学、または退学処分とされることがある。

- （１）不正行為が単純であると認められる場合には、訓告に処し、原則としてその年度の当該授業科目を無効とする。
- （２）不正行為が悪質であると認められた場合には、停学処分とし、当該年度の全科目を無効とする。
- （３）不正行為が二度に及んだ場合には、学則２８条に該当するものとみなし、懲戒する。

附 則

1. この規定は平成３１年４月１日から施行する。
2. この規定は令和２年４月１日から施行する。
3. この規定は令和３年４月１日から施行する。
3. この規定は令和４年４月１日から施行する。